

各種控除額の一覧表

控除の種類	40年分	41年分
基礎控除額	127,500	137,500
配偶者控除額	117,000	127,500
扶養控除額	13才以上	57,500
	13才未満	47,500
	控除配偶者がない場合(1人目)	77,500
生命保険料控除額(最高)	35,000	36,800
医療費控除額(最高)	300,000	300,000
損害保険料控除額	長期のみ(最高)	10,000
	短期のみ(最高)	2,000
	長・短期両方(最高)	10,000
専従者控除額	青色 20才以上	172,500
	青色 20才未満	142,500
	白色	112,500
給与所得控除額(最高)	147,500	172,500

私達が生活する中において身近に感じさせられることと言えば、税金が第一に上げられるかと思えます。それほどまでこの税金が国民に浸透し、また国民の義務として育てられて来ております。特に所得税についてはもっとも近くに接している税金の一つと思われ

では、この所得税の歳入(国のみ)予算)割合を見ますと、昭和四十年年度の所得税の歳入見込みは一兆四百四十億円で国税の歳入見込総額三兆四千三百五十七億円(専売益金を含む)でありますから、およそ三十一%にあたり国税の中では大きな割合を占めた重要な租税になっております。

所得税の改正について

税務課



役場事務所
行所式社
村刷株
東印刷
鴻洋印

選挙人名簿が申出制度になりました。名簿に載っていない方はすぐ申出て下さい。

名簿は何時でもお見せする事になっております。

旧軍人軍属等の恩給及び遺族援護法の一部が改正されました

一、恩給法の改正点簡潔
恩給 扶助料は国民の生活水準、公務員給与、物価その他の諸事情を総合的に考えて改定の措置がとられるようになりまして、増加恩給、公務扶助料を受けている者に、不具廃疾で生活資料を得るみちのない成年の子がある場合は、未成年の子と同じよ

うに家族加給または遺族加給が支給されることになりました。(二)文官在職年に旧軍人等の加算年を算入すれば、文官の普通恩給年限に達する場合は、その加算年を算入して計算されるようになります。(三)昨年十月改定された恩給、扶助料の増額分が年令区分により一定期間停止されていたのが、一部緩和されました。(四)加算年を算入してはじめて恩給年限に達した妻または子に支給する普通扶助料の年額はその実在職年の長短にかかわらず、恩給援護短実在職年限に対する扶助料年額が支給されることになりました。

(五)昭和二十三年六月三十日以前に退職または死亡した文官等の恩給扶助料を受ける者のうち、その恩給の基礎となった実在職年数が恩給在職年限以上であるものについては、年額四%から二〇%程度が増額されました。(六)恩給の基礎となった実在職年数が普通恩給年限以上である場合、普通恩給年額が六万円未満

遺族援護法の一部が改正されました

では六万円を、扶助料年額三万円未満では三万円をそれぞれ支給されることになりました。以上(白)から(内)までに上げた事項については、本年十月分以降の恩給、扶助料について、裁定庁が直接職権により改定した新証書が交付されますので改訂請求をする必要がありません。二、戦傷病者等の妻に特別給付金関係

(厚生課)

この所得税を昭和四十一年度において減税政策の一環として大幅に改正されました。所得の課税最低限(六一三、〇〇〇)の引上げにより、各種控除の引上げがなされました。所得控除、税額控除(寄附金控除の改正及び解釈の拡大

)及び専従者控除の引上げ、税率の緩和、その他あらゆる角度から検討され上表の通りになりましたので参考にして下さい。また住民税についてはわかり次第お知らせいたします。

戦傷病者の妻で、の方は特別給付金として十万円(十年償還の国債で)を受けられることになりました。昭和十二年七月七日以降に傷病を受け、昭和三十八年四月一日現在で恩給法の第五項症以上の傷病恩給または援護法の傷害年金等を受けているもの妻で昭和三十八年四月一日に結婚しており、昭和四十年四月一日前に離婚をしていないもの。この関係の該当者については既に請求手続きの受付をしておりますが、該当者で未請求の者は早めに手続きをして下さい。

(厚生課)

